

第四十六回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員會議録 第五号

昭和三十一年四月十日(金曜日)

午後一時十五分開議

出席委員

委員長代理 理事渡海元三郎君

理事青木 正君 理事宇野 宗佑君

理事辻 寛一君 理事島上善五郎君

理事畑 和君

上村千一郎君 押谷 富三君

龜岡 高夫君 久保田円次君

小島 徹三君 篠田 弘作君

藤田 義光君 山下 榮二君

出席國務大臣

自治 大臣 赤澤 正道君

出席府委員

検事(刑事局長) 事 竹内 壽平君

自治事務官 長野 士郎君

(選挙局長)

(選挙局長)

(選挙局長)

(選挙局長)

(選挙局長)

(選挙局長)

(選挙局長)

(選挙局長)

(選挙局長)

(選挙局長)

(選挙局長)

(選挙局長)

(選挙局長)

(選挙局長)

(選挙局長)

(選挙局長)

(選挙局長)

(選挙局長)

(選挙局長)

(選挙局長)

(選挙局長)

(選挙局長)

(選挙局長)

(選挙局長)

挙を通じましてつくづく感じました諸

点について、この公職選挙法の立法上

の欠陥あるいは解釈上の問題等もある

と思いますので、大臣並びに法務省関

係にも御出席をお願いしておいたので

すが、法務省はまだお見えになりませ

んから、あとでまたお尋ねすることに

いたしまして、自治省関係だけにまず

お尋ねをいたしたいと思います。

〔渡海委員長代理退席、宇野委員

長代理着席〕

第一点は、公職選挙法の前回の改正

によりまして、衆議院、参議院、知事、指

定都市の市長の選挙において、それぞ

れの候補者が選挙運動のために使用す

る自動車の種類に制限がありますが、

これは有蓋の乗用車でなければならぬ

規定があります。この規定があります

から、そこで候補者は有蓋の乗用車に

いろいろ装飾を施して宣伝カーをつく

たのでありますが、実際の問題として

は、この法条の適用を免れて、あえて

脱法といふことは使いませんが、候

補者がトラックに乗って、手を振って

街頭を流したという姿があったのであ

ります。これは春の選挙から出てきた

のであります。春の選挙において、大

阪の場合においては知事、市長がこの

車種の制限を受けるのでありまして、

われわれが推薦をいたしておいた候補

者は、法律の規定に基づいて、有蓋乗

用車に装飾を施して宣伝車をつくり、

街頭に出たのでありますが、その際、

これは一騎打ちの戦いでありました

が、革新系の候補者は知事、市長とも

にトラックに乗って街頭を流したとい

うことで、初日においてたいへんなハ

ンディがついてしまったのです。これ

は選挙人から見た場合において、ト

ラックに乗って頭を下げて流していく

姿と、乗用車に乗ってすわっている姿

とは、たいへんな大きな相違が感情上

生ずるのであります。この点は、そう

いことが許されるかどうかというこ

ろに問題があるのでありますが、私

は当時党の世話もしておりました、こ

の世話もいたしておりました、また選

挙はたいへんな事柄であると考えて、

いろいろ研究をいたしたのでありま

すが、法律の解釈上、研究すれば、そ

ういうトラックに乗っていった革新系

のほうに賢かったといふことです。乗

用車にすわって流しているほうは愚か

であつたといふような結果が実は出

た。私も驚いたのであります。

そこで、法条の解釈上問題のある点

というのは、百四十一条の規定によ

りますと、主として選挙運動のために

用される自動車、こゝにいう字句が使

われているのです。これは主として候

補者が選挙運動に使用し、車については

制限を受けるというたてまえになつて

いるのですが、問題は主としてとい

うことばにあるのです。主としてとい

うことばの反面解釈は、従としてとい

うものがあり得るのです。原則として

書かれれば、例外といふものが考えら

れる。常にといふことばがもしあれ

ば、臨時といふことばが考えられる。

こうして「主として選挙運動のために

使用される自動車」とあれば、従とし

て使う自動車は制限からははずされる

といふことも一応考えられるのです。

そこで、罰則の伴っているこの選挙法

に、主としてといふあいまいなことは

が使われておりますから、そこで、主

として使う自分の自動車はうしろにつ

いてくる。この有蓋の乗用車をうしろ

につけて、臨時に私が使っている車

はかまわぬのであるという、この主と

してといふことばに解釈の重点を置き

まして、社会党、民主社会党というよ

うな党の宣伝車なのですが、トラク

クで宣伝車をこしらえて、これを主とし

て候補者が使つたのです。ところが

うしろにつけて使っているのは候補者専用

の主として使う有蓋車です。候補者が

実際に使っているのは無蓋車です。ど

うにもならぬ。当初から大きなハンデ

がついたのです。こういう問題につ

いてわれわれは非常に困つたのですけ

れども、自治省としてはそういう関係は

御承知になっておりますかどうか、ま

ず伺いたいと思つた。

○赤澤國務大臣 御指摘のとおり

のと、その他にも実際にやってみて

いろいろ出てきておると私は思います。

これはたしか昨年の秋きめればかりで

ございまして……。

○押谷委員 春の統一選挙に使つた

のです。一昨年きめたものです。

○赤澤國務大臣 法の精神というもの

が逆用されておるのではないと思

います。その事態は初めて私承りました

が、あのときに私も耳にいたしまし

た議論では、主としてといふことば

は、やはりやむを得ざる場合がある

じゃないか、たとえば急速に候補者が

演説会場に移動するとかいうような場

合に、あまりこむずかしいことを言

てはいかぬのじゃないかというぐら

いことで、こういう副詞が置かれた

私は考えております。それを逆にと

つて、ただいま押谷委員が御指摘の

ようなことが起こつておると、やは

り取り締まり当局としては、公平を

期する上において統一的な見解を

発表しなければならぬと思つた。

○押谷委員 これは当時問題になり

まして、実は警察の関係であります

と、あるいは警察の関係者にも相談

をいたしましたのでありますが、事実候補

者が無蓋車に乗っていることはつき

りしてゐる。しかしながら、その無蓋

車為主として選挙用に使われている

かどうかといふことの立証、主として

いふことについての実態を把握する

ことができないから、これは手を触

れようかといふこと、これは当時の

意見であつたのです。そこで私も

なれば損だといふ感じはいたしたので

ありますが、しかし、あくまでも法

のたてまえ上、いま大臣の御答弁の

ごとく、その精神に従つて有蓋車

を使つてきたのであります。しかし

問題点はどこにあるかといふこと、

主としてといふことばが一つであ

ります。

いま一つは、候補者の運動に使用

する車は車種制限がされております

が、政党の政治活動用の車、主として

選挙活動用の政党の車については

この車種の制限がないのです。こ

こに法の欠陥が考えられるのであ

ります。申すまでもな

い。

い。

い。

い。

い。

い。

い。

い。

い。

い。

い。

い。

い。

い。

い。

く、候補者が多数ある場合において、すべての候補者が同一の条件において、平等な形において戦うのが法のたてまえでなければなりません。が、実際の問題からいいますと、一選挙区に一人の公認候補を持ってある政党の場合と、一選挙区に数人の候補を持ってある政党の場合との関係から、大きな相違があるということが一つあるのです。政党の車は制限はありませんが、その選挙区へ政党の車が入ったときに、それを利用するのに、単一の候補者であれば一〇〇%その車の利用ができるのです。その車を使うことができ、しかもその車に候補者が乗ることは、もちろんたてまえ上自由でなければならぬのです。しかもその政党の選挙用の車は車種の制限はありませんから、トラック改造のものだってよいはずなのです。そうすると、その車をフルに使うということは、政党の無蓋車に候補者が乗って終日選挙区を回ることができる。その場合に、主として使っている有蓋車はいろいろにつけてきている。これでこの車種制限という法律は、すっかり空文になってしまっているのであります。これは現実に行なわれている。それが複数の候補者を持っている政党であります。一つの車に二人乗るわけにはいきません。したがって、その政党の車の活用、無蓋車に乗っていくという運動には相当制約を受けるわけでありまして、選挙の候補者はいずれも平等の立場において、平等条件のもとに戦わなければならぬのが法のたてまえであり、選挙の公正を保持する最大の道であります。しかし実際の場合におきまして、この二つの選挙を通じて私どもが見てまいりました姿

といたしましては、ここに大きな相違が生じておる。これは政党の主として選挙に使う、選挙活動用の車について車種制限がないという、この点から出てきた一つの弊害であり、あるいは政党の選挙活動用、政治活動用の車は選挙期間中候補者がそれに乗って街頭で運動をするということが許されるかどうかということにもかかっている問題であります。これは実際問題として私の痛感しました。法の欠陥といえは欠陥、解釈上の問題といえは解釈上の重大な問題である。それが現実と結びつく場合におきまして、ただいま申し上げましたような具体的な事実が現実に出てくるのでありますから、法の制定上、立法上これは配慮すべきではないかと考えますが、この点について御意見を伺いたい。

○赤澤国務大臣 やつてみますと、そういう法の精神をじゅりりんしているいろいろなことがやられる。こういう事実は御指摘のとおり非常に不公平になります。その中で、そういう問題は、いま法の改正をしなくても、やはり統一見解を発表することによって公平が期せられるのじゃないかと私は判断いたしました。昨日も、実はこの問題について議論したのですが、たとえば有蓋車といつても、ジープなんかの場合に、前のほうのほうを上げて首を出したら、それは違反であつて、横の窓から首を出したら、それはいいのだ、そういうこととなつて出てくることは、まあお互いに選挙を経験した者にとつてはよくわかることとございます。御指摘になりました点などは十分検討いたしまして、今後は公正を期したいと考えております。

○押谷委員 いま申し上げた問題は、罰則を伴う選挙法といつたような法律で、しかもその規制という事実にかんがみまして、主としてというふうな言いまいなことが使われて、その反面、従として使う車は無制限であるというふうな、かりそめにも解釈ができる、反面解釈の余地を持つていよう。これは法の欠点である。その法の盲点を巧みについていた者は、今後も車を適当にコントロールができるということになるかも知れません。これは私は解釈上なり得ると思うのです。だから単に解釈の統一見解を明らかにされるというよりは、むしろこの立法について欠陥を是正するという処置をおとりになるように御研究をお願いいたします。それから、その点を要望いたしておきます。

もう一つ、これは重要なことであります。まして、これも前回の公職選挙法の改正に際して改正された点なんです。改正されたが、私は実は法律の専門家なんです。私の専門の立場から見ると、これは明らかに改悪だと思ふのがあるのです。それはこの公職選挙法違反に問われている罪種によりまして、公民権の不停止の処置を奪つていふこととあります。罪種によつて、公民権の不停止はできない、ただ停止期間の短縮だけができるというように改められていふことは、御承知のとおりであります。これは何でもないうようなこととございますが、現実からいけばたいへんなこととあります。すでににお聞き及びだすと存じますが、ある裁判所の裁判官が、その罪種、罪質をながめて、この事件は何としても気の毒な事件であるから公民権を不停止にしよう、こう

考えたのです。そうして、不停止の判決を下したのです。ところが、これは公職選挙法に判決自体が違反している、違法判決でありまして、直ちに検事控訴になり、この判決は控訴審において破棄になったのであります。一年の公民権の停止という最短の停止をやつた。ところが、この場合において、公民権停止が最短の一日ということにいたしました。かりにその人が公職についている人であつたとするならば、その判決の確定によりまして公職を失うという重大なことがあるのです。これはたいへんなことで、われわれ全体が考えなければならぬこととあります。われわれの同僚の中にも、ずっと前の参議院議員の選挙に関連して起訴されている人があります。この人の事件を私は相談を受けたことがありますが、有罪とするならば、ただその場所におつたというところからいふと、当然不停止になるものなのですが、しかし条文からいいますと、不停止の処置ができない事態になつていふ。そうすると、かりに一日の停止がありまして、これは衆議院の議席を失うのです。地方議員の議席を失うのです。こういう人がたくさんあるのです。これからは出てくることが見られる。裁判官は、犯罪の情状、選挙違反の情状のすべてを判断して、大幅な酌量権を持たすといふところに生きた判決ができるのです。これは値むべきものであれば、五年の停止にしたらいいのです。少し情状を酌量したならば、短縮することができ。その情状がたいへん同情に値するものならば不停止の処置をするというように、生きた裁判を

考へたのです。そうして、不停止の判決を下したのです。ところが、これは公職選挙法に判決自体が違反している、違法判決でありまして、直ちに検事控訴になり、この判決は控訴審において破棄になったのであります。一年の公民権の停止という最短の停止をやつた。ところが、この場合において、公民権停止が最短の一日ということにいたしました。かりにその人が公職についている人であつたとするならば、その判決の確定によりまして公職を失うという重大なことがあるのです。これはたいへんなことで、われわれ全体が考えなければならぬこととあります。われわれの同僚の中にも、ずっと前の参議院議員の選挙に関連して起訴されている人があります。この人の事件を私は相談を受けたことがありますが、有罪とするならば、ただその場所におつたというところからいふと、当然不停止になるものなのですが、しかし条文からいいますと、不停止の処置ができない事態になつていふ。そうすると、かりに一日の停止がありまして、これは衆議院の議席を失うのです。地方議員の議席を失うのです。こういう人がたくさんあるのです。これからは出てくることが見られる。裁判官は、犯罪の情状、選挙違反の情状のすべてを判断して、大幅な酌量権を持たすといふところに生きた判決ができるのです。これは値むべきものであれば、五年の停止にしたらいいのです。少し情状を酌量したならば、短縮することができ。その情状がたいへん同情に値するものならば不停止の処置をするというように、生きた裁判を

しようと思つと、裁判官に酌量の余地を十分に与えるのがよい裁判であり、よい法律であると思ひます。それが前回の選挙で不停止の処置ができないうに改正されているのですが、この点について大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

○赤澤国務大臣 この点は全く私は同感でございます。御指摘のとおりだと考えます。やはり量刑と申しますか、刑の裁量権は裁判官に持たすべきであつて、あらかじめいろいろな事情があるといふことを承知の上で、こういうふうな法律で決めてしまふということは、私は反対でしたけれども、勢い込んであのときに選挙法の改正をやつたわけなんです。私は議論を聞きながら、みんなで自分の首を絞めるようなことを議論をしていくわけですから、これは妙なことが出てくると実は思つておつたわけなんです。はたせるかな、押谷議員が御指摘になるような点で、人によつては一日の停止であつても、御承知のとおりにみんなそれぞれ議席も失わなければならぬ、いろいろな重大な問題が含まれておるわけでございます。つまり、やはりこういう問題については、裁判官の自由裁量に一応まかせといふた形が正しかったのではないかと、私も現に考えておるわけでございます。

もう一つ、裁判との関係において、従来からの問題であります。非常に大きな弊害のあるもので、しかもそのまなにおさりにしてあるものがあります。それは不停止の裁判の場合なんです。裁判において選挙権、被選挙権を停止するという、この停止というところは、非常に大きな制裁なんです。実際はそのこと自体が私は処罰の内容をなすものだと考えております。処罰の内容をなす公民権停止に対して、略式命令でも、裁判の注文においてもこれを書かないのです。書かなくても、公職選挙法そのものに書いてあるのだから、本条で罰せられたものは五年間公民権を停止するんだというこれに基づいて、何にも言わなければ公民権は五年間停止されるんだ、こういうふうなためまで、実は裁判には何も書いておりません。これが大きな悲劇を生んでおるのであります。私の相談を受けたもの、あるいは私の聞いたものだけでも相当数あります。略式命令で、罰金五千円に処す、これを払わなければ一日何日に換算して労働場に留置するといふようなことは書いてあります。あるいは五千円の追徴金についての注文もあり。そういう追徴金の注文あり、罰金あり、そして納めなかつた場合における体刑に換算する方法も書かれているが、しかし肝心の公民権停止は何も書いてありません。そうすると、これを受け取った、現在市会議員であるとか町会議員である人が、自分は罰金さへ納めたらいの、公民権はそのままで助かっているのだ、こう考へるのです。これは、しろうととしてあたりまえのことです。そう考へて罰金を納めてしまふ。あ

とになつてから、五年間停止だといふので、騒いで、その職を奪われている。中にはそのまゝ一年くらい歳費をもらつて職におつたといふような事実さえあるのです。たいへんこつけないこととさへ出てくるのですが、それはこの公民権を奪うという重大な制裁を判決の注文を書かないという、今日の制度が悪いのである。略式命令の注文にそれを書かないということが間違つてゐるのであります。国民に対して非常に不親切な法の扱いである。これがたとえ一年に短縮されても、四年に短縮されても、短縮されるとその短縮期間がありますから、公民権を四年間停止するとか三年間停止するとかということが注文に書かれてゐる。五年になると何にも書かれてゐない。ここには大きな矛盾があるのです。その矛盾が悲劇を生んでゐるのです。大衆が選挙法を全部知つてゐるというふうな——知らなければならぬことをたてまえにしておりまふけれども、現実にはこんなむづかしい法律を大衆が知らずにはゐないのです。現に公職についてゐる議員の人たちでさえ、注文に何も書いてない、罰金を納めろといふだけであるから公民権は助かつてゐるのであるといふ誤解を招いて悲劇を生んでゐる事実を考えると、これは裁判の本則というところから見て、少なくとも処罰の内容をなしてゐるものならば、これは注文に掲げるべきものである、そういうふうに法改正をすべきものである、これが私は親切だと思ふのです。私の経験から出ている切実な願いであります。これに対してどうお考へになりますか。

○赤澤国務大臣 この点も同感でございますが、どうもこと法務関係でございます。私から決定的な意見を申し上げます。これは避けたいと思ひます。しかし選挙違反そのものに、悪質だとかなんとかいふことがありますが、良質の選挙違反といふものはないと思ひますけれども、しかしながら、たくさん起つてまいります事件を見ますと、ほんとうに軽微なもの、買収だとか供応だとかいふのは別ですけれども、裁判所は案外選挙違反といふものを千ば一からけで、こつこつとやことは悪いですけれども、案外簡単に処理なさるのじゃないか。ところがほんのわずかな罰金だつて、払つたら、それにはいまおしやるように重大な問題がくつてゐる。公民権を停止されたつて何ともないといふ人も中にはいますけれども、いまのように、国民としての一つの重大な権利と申しますか、地位を奪われる場合もあるわけでございます。やはりこれは、他省でお考へになることでしようけれども、私どもの立場からいたしまして、全く御指摘のとおりであると思ひます。

○押谷委員 これも非常に大きな問題でありますから、直ちにどうしてこれというわけにもまいりますが、しかし選挙法の改正によつてやはり是正せなければ、裁判所の関係だけではできない問題であります。現行法のもとにおいては、公民権停止の場合においては注文にこれを載せない、注文には掲げないといふ扱いになつておりました、現行法のもとにおいては扱ひは私は正しいと思ひます。しかし、公民権を停止するといふことは国民にとつて重大な問題ですから、この重大な制裁については当然注文に掲げるべきものであるといふようにすることは、やはり公職選挙法の改正をまたなければならぬと思ひますから、一つの問題点として提供いたしておきます。これはぜひ考へてもらひたい。

お急ぎのようですからもう一点だけ。この選挙法の中に、違反をしたが、悪いことをしておるといふ認識をだれも少しも持つておらぬ条文があるのです。それは第三者が候補者に飲食物を贈つてはならないという規定なんです。ちやうど刑事局長もお見えになりましたから何うに都合がいいと思ひますが、大體選挙法の物の授受におきましては必要のない共犯でありまして、もろり者もやつた者も両方罰せられるのです。ところが候補者に飲食物を提供するというのは、提供者だけが罰せられて、もろり候補者は処罰されないのです。まことに片手落ちの法律なんです。しかしこの法律が守られておるかどうかといふことについて問題があるのであります。条文はちやうど忘れましたが、確かにあります。大臣も選挙をおやりになつて、大臣の選挙事務所にお酒が百本も二百本も陣中見舞いとして集まつておること、御承知のことだと思ひます。皆さんのところも同様、お酒が百本も二百本も、しかもどこぞ知事だれが陣中見舞い、名前を明らかに書いて、しかも自分の職務も明らかに書いて、陣中見舞いに酒三本、五本と掲げる。これが山のように積まれる。これは全部選挙違反です、飲食物を贈つてはいかぬのですから。これは立法の趣旨も実はわからないのですが、幸ひ刑事局長お見

えですが、突然の質問でありますからお困りかも知れませんが、こつこつと罪種によりまして起訴されたり、略式請求されたりした事件が今日まで日本にあつたであらうでしょうか、お伺ひしたいと思ひます。

○竹内憲政府委員 おそく参りましたので御質問の御趣旨に沿つたお答えが十分できるかどうかわかりませんが、最後にお尋ねになりました法第三十九条の飲食物提供の禁止規定の違反でございますが、これは違反といつたしましては、統計を持つておりませんが、相当数選挙され処罰されておる事例があつたと私は記憶いたしております。

○押谷委員 刑事局長は相当数処罰の実績があるような御答弁でありましたが、私は全然聞いておらない。私の調査したところでは、これはほとんどございせん。私大阪なんです、大阪におきまして、調べられたことがあつた。調べられたことはあるが、どうも候補者のところに酒を持つていつたから処罰するといふことは、あまりにも不合理なやうであるからこれは全部起訴猶予になつておるのですが、こゝでお尋ねしたいのは、大衆から申しますと、この百三十九条の規定は、一体犯罪だと思つておる人があつて、大衆でも委員長でもわれわれでも、大ぜいの方から陣中見舞いに酒が来たり、飲食物が来たり、いろいろなものが来るのです。そうして贈る人は、自分の名前を書いて、陣中見舞いと書いて贈つてきてゐるのです。いかなる名前をもつてきてゐるのです。先般もわが党の選挙関係の青木君に、こんなもの

はおかしいじゃないかと言つたところが、自分も陣中見舞いに酒を贈ることがあるが、候補者用と書いて贈るのだ、こう言つておりました。おかしい話です。候補者用として贈つたから無罪になるとか、候補者用と書かぬから罰せられるとか、候補者用の字句いかによつて、物を贈るその行為が百三十九条違反になるかならぬか決せられるような単純なものではありません。

これはその道の関係者でありますから、そこまでの配慮はいたします。大衆はそんなことは考えておらぬのです。こういう、物を贈るといふことはい

わば違法性を少しも認識しておらぬのです。これは認識としては違法性のない行為なのです。また実態から申しまして、候補者に陣中見舞いを贈るその物の選択だけによつて罪になったり、ならなかつたりするということ、実に変なことです。この法律が生きているということとは、ちやうど食管法によつてやみ米を処罰するという制度をそのまま生かそうとするのと同じようなことでありまして、時代からすればだいぶんずれがあるのでございます。

私はどういふ立法の趣旨でこんなものができたかわかりませんが、いま解釈者の立場に立たれる、法の運用の立場に立たれる刑事事局長としての御意見はわかりましたが、さて法をつくるという選挙局長の立場からすれば、これは考えてもらわなければいけません。こんな条文があるということは、百害あつて一利ないのです。害があるとは何かといへば、いま刑事事局長が言われたように、この法案によつて逮捕状も出せるのです。こいつおかしいなと思つて、裏面捜査をしたいといふとき

に、逮捕状をこれだけで出せるのです。しかもわれわれの有志、大衆の中には、好意的に陣中見舞いに物を持ってきたのだから、自首すればそれで逮捕状が出る。こう考えると、この条文というものは百害あって一利なない。この条文によつて選挙の公正のどことががされるか、どんな形において選挙の公正が悪くなるかということを考えますと、百三十九条というものが、あるために弊害がある。こんなものを守られる必要のある法律とは私は考えません。これによつて選挙の公正が傷つけられるとは考えません。

ちうど青木先生がお見えになりましたが、青木先生にこの問題について私が尋ねたときに、ただいま言いましたように、候補者に酒を贈るときには候補者用と書くのだと言っている。そんなことを配慮せなければならぬような条文をここににつくって何になるのです。私はこりした百害あって一利もない百三十九条のごときは改正さるべきものと思いますが、局長どう思いますか。

○長野政府委員　確かにお話のような

事情は十分考えられるわけでございます。ただ、この条文ができました趣旨と申しますか、そういうところは、かりに第三者が飲食物の提供が候補者に對して自由にできるというようなことになるれば、たとえば選挙事務所その他においての飲食が自由になるといふような風が醸成されてまいって、そのことによつて逆に候補者自体に非常な迷惑と申しますか、害を生むというようなことが起こる。それを心配したと申しますか、そういうことも考慮されてあつたらうと思ひますが、要する

に、一般的にまあ禁止したほうがいい
という考え方に立ったというふうに私
ども理解をいたしておるわけござい
ます。したがいまして、そういう意味
では、お話のごとく、常識はずれとい
いますか、あまりにも禁止がきびし
過ぎるという点が出てきておるでは
ないかという点につきましては、ま
さにそういう面があるということは否
定できないと思います。

たが、現在でも、考え方といたしまして、たとえは、この条文も、特定の人が特定の候補者に特に力を入れるために何か飲食物を提供するというような場合と、それから一般的に、それは社会的礼儀が何かわかりませんが、要するに一般的にそこらあたりに立たれておる人にだれ彼ということなく、一応皆さんに、陣中見舞いということとでございましょうが、そういうものを提供する場合とは、多少趣旨が違うのではないかというような考え方が、たしか最高裁の判例等の解釈にあるようにでございします。その辺につきましては、私今後解釈で捕い得て、しかもそれが弊害を生まないというようなこと

ろにについては、そういう慎重な解釈といふものも関係御当局と御相談いたしまして考えていけるもので、しかも弊害がなければ考えていく余地もあるかもしれないと思いますが、現在のところ、この法の禁止のしかたが非常に強いといふことは、先ほど来のお話で私どもも十分了解できますが、ときにはこれが自由になることのほうがかえつてあとで非常な弊害があるということでもむしろ禁止したといふふうに思われるのであります。今後、御指摘の点もございまして、検討は十分加えてまい

りたいたと思いますが、いままでの、どういふ趣旨でこの立法が行なわれたかというよりうな点は、いま申し上げたようなところからきておるといふふうに理解をしておる次第でございます。

○押谷委員　局長は選挙をおやりじゃないからその辺の消息は十分御承知じゃないようでありますが、特定の候補者に物を贈るといふ場合におきましては、それは、よほど顔の広い人が全

い例ではありません、あるでありま
しょうけれども、おおむね九〇％以上
のものは、陣中見舞いを持つてくる人
は、その特定の候補者に力こぶを入れ
ておる人でありまして、そういう人が
物を持つてくるのであるということを
よく御了承を願つておきたいと思ひの
であります。さらにまた物を持つてく
れば、その物を食べさせるであらう、
飲ますであらうということ、その
持つてくる者を罰するというお話であ
ります。もちろん法の趣旨はそんなと
ころにあるかもわかりません。しかし
酒を持つてきて、酒を飲ます行為、これ
はいけななのです。候補者あるいは選

拳運動者が酒をふるもうたならば、もちろんいけない。ふるまう段階において犯罪が成立する。酒を飲まず段階、ごちそうをする段階に至って初めて選挙の公正は傷つけられるのであって、それは明らかに禁止されておるのである。その前に、事務所へ陣中見舞いを持ってくるということまで禁止するということは、これはあまりにも行き過ぎであつて、そんなことまで罰するということとは、私はどうもあまり神経質になり過ぎてゐるようにも考えます。また実際問題として、私の知つておる

範圍においては、一週間か十日、選挙事務所へ何十人分かの食パンとあんパンを運んだ人があるのです。これが引っぱられて、検察庁でぐんぐんいじめられた。私はどうもおかしいことだと思って、何で罰せられるのですかといい、専門家なる検事に相談をいたしましたところが、こういう条文がある、なるほどこういう条文はあるけれども、どうもおかしい、解釈上間違ひ

があるように思うがと言つたら、法務省の統一解釈の指示がありまして、それで私もぐくんと頭を下げてしまったのですが、罰せられるかどうかわからぬけれども、罰したならばひとつやつてやろうと思つて待つておつたところが、起訴猶予になりました。起訴猶予になりましたが、起訴猶予になった本人は、起訴猶予になるまでの間、檢察庁と警察に引っぱられて調書をとられる、捺印をとられる、全く罪人扱いされてふしぎでしようがないと言つておりましたが、その人がふしぎでしようがないと言うのはもつともで、各候補者の事務所に山のように積まれている酒の陣中見舞いが罰せられないで、あ

んパンが取り調べを受けるという矛盾、へんてこりんなことが現実にある。これは法律があるのだからしょうがない。そこでこの法は改正してもらわなければいかぬと、常々私は持論として考えておるのであります、これは立法問題としてひとつお取り上げをいただきたいと思ひます。

刑事局長、お見えになる前に、実は刑事局長にお尋ねしたいことを大臣にお尋ねしたのでありますが、重ねて刑事局長の御意見を伺うためにもう一度簡単に質問をいたします。

その第一点にお伺いたしましたのは、候補者用の車種の制限であります。衆議院、参議院、知事、指定都市の市長につきまして、選挙用に用いる車の制限があるのです。それは有蓋車で乗用車ということになっておるのであります。ところが、選挙の実態によりますと、ある候補者は届け出の当日から無蓋車に乗って街頭を流しているという事実がある。これはおかしいことであると考へました。これは大阪の例であります。知事、市長の革新系の候補者は届け出初日にも街頭で、トラックによる宣伝車に乗って歩いておる。こちらは有蓋車のライトバンに乗って歩いておる。見たときにまるで違ひのようです。もうここで勝負は決したといふくらいに、大きな相違が戦術として出てきておる。そこで私は関係者として、これはおかしいことだからというので研究をしてみました。保守の候補者があつたであつて、無蓋車に乗つたほうがりこうだといふ結論が出ました。それはその条文にある、主として選挙運動に使う車という、主としてということばに実はひつかかつてきたのです。主としてということばには、従としてということが裏にあるであらう、常時使うというならば、臨時ということばが裏にあるであらう。原則として使うということばであれば、例外として使うことが反面にあるといふことになるのです。これは条文の解釈上そうなるのです。そこで私はこれは違法だと思つてがらばつてみましたけれども、実はそのときの姿を見ますと、社会党の宣伝車だと思ひますが、トラックがさあつと来て、それに乗つておるのです。そうしてそのうしろに

その候補者が主として使う宣伝車がついてきておるのです。二台で行くのです。つかまえてと、主としての車はこれじゃないか、有蓋車じゃないか、従として自分はこの乗つておるのだ、こういうことばが成り立つのです。これは現行法上成り立つ。だからそれは賢い、それはりこうである。解釈上そうなるのだから、これはいたし方ないのであつて、やらぬやつがばかだといふことになる。正直者がばかをみるというところが、この条文上出てきたのです。これは現実なんですよ。そのないところが、そういうことになる。そこで検察庁の立場から、一体この法の解釈上、主としてということばがあるから、そういうことは一応許されるということをおもひ後日に至つて教へられて、なるほどと考へたのですが、どう考へてになりますか。これは現実の問題です。御意見を伺いたいと思ひます。

○竹内(憲)政府委員 だいたいの話の、その主としての解釈でございまして、これは選挙運動に主として使うといふ主としてのうちに私は理解しておるのだから、この立法趣旨は、無蓋車に候補者が乗るといふことは、候補者に非常な過勞をしいといふようなこと、もう一つは、進行中の自動車の上で選挙運動をやることの禁止の規定が守られにくいといふような事情から、形の上で車上で選挙運動がやれないように有蓋車にするといふような、非常にきめのかまかい選挙法の規定になっております。先ほど神経質とおっしゃつたのですが、神経質と思はれるほどのきめのかまかい規定ができております。この立法の趣旨をよくくんでやるということではなければなら

ぬと思うのでございますが、しばしば、選挙となれば、食うか食われるかといふたような場面になってまいりますので、違反的行為があるわけでございますが、この趣旨の規定はつづらぬ規定だといふふうには私も考へておりませんので、違反の者が出てくる場合、取り締まりを受ける、これはもう当然やむを得ないことだといふふうに考へております。

○押谷委員 これは思ひやりのある規定でありまして、あまり過勞をしいないといふ、またあまり品位を傷つけないといふようにするためにつくられたので、これはありがたいのです。この法律自体はいいのです。ところが、主としてといふあいまいなことがあつてくるので、候補者が選挙運動に使う車はこうである、この規定されれば、これは問題にならぬのです。はつきりします。ところが主としてあるから、主として使う車はこれだ、いま乗つておるの臨時に使うのだ、こういうことばになるから、ちよつと捕捉しがたいことが出てくるのではないかと。検察庁の立場から見て、これはどうあつていいのです。しかししるまくこれを免れて、主としてはこの車で、いま乗つておるの臨時だ、特別だといふようなことが許されるならば、やはりみなさうしなればならぬ。選挙は平等の形において、全部平等の条件で争うといふのが原則なんです。ところがある政党に属する候補者はこういふ手段がでる、ある政党に属する候補者はさういふ手段がでない。これは候補者の数と政党の政治活動用の車との数のバラ

ンスから、そういうことがあり得るのです。私先ほど言つたのは、事実政党の政治活動用の車に乗つたのです。これは規制をされておらぬ。また、政治活動用の車も車種の制限がない。無制限でありますから、これに飛び乗り、うしろには自分の車がある、二台使える、こういうことなんです。それじゃ自分らもやつたらいいじゃないか、こうなるのですが、実は政党によりましては、一つの選挙区に複数の、何人もの候補者が出てくるから、自分一人乗ることはできない。単一の候補者の場合は、十分自分の政党の車を使つて、いま言つたような複数の車を使つて、しかも街頭でやつていける。これはもうたいへんなハンディがついておりますから、そこでこういう質問になるのです。これは検察庁にお尋ねするのではありません。無理な筋でありまして、法務省関係よりはむしろ自治省関係なので、選挙はすべての人が平等な条件で戦ふといふのが原則だから、そして、いろいろ注文はしておいたわけですから、この程度にしておきます。

もう一つ、法務省にお尋ねをいたしたいことは、これも法の解釈なんです。たがたび御経験になつておると思ひますが、公民権の停止の場合なんです。公民権の停止といふのは、これは選挙権、被選挙権を奪ふのですから、制裁としては非常に大きな制裁なんです。そしてそれぞれ立場におる者で、その価値もまたたいへん大きく違ふものですが、政治に関心を持つてゐる人の公民権の停止といふものは、まことに大きなものである。また理屈から言つても、文化国家の今日の日本の国民が、選挙権、被選挙権を奪われ、

公民権を剝奪されあるいは停止をされるということばは、たいへん大きな事柄なんです。ところが制裁でありながら、略式命令や判決の注文にはこれは書いてないのです。これは御承知のとおり、何にも書かなかつたならば五年間の停止になつてしまふのです。ところが、何にも書いてないから、大きな責任を負わされることを知らない人が多くいます。これは法律のたてまえはそれでよいのですが、しかし罰金を納めてしまつて、公民権について注文に何の記載もないから自分は助かつてゐるものだと思つていながら、公民権が停止になつて公職から追放され、その職から離れていくといふ人が現在あるのです。これは大きな誤解で、法律としては不親切である。そこで私は法改正をして、こういう場合においては注文を書くべきものであると考へて、自治省にさういふ方針にしてくれと注文したので、法務省当局として今日まで御経験になつたその御経験に基づいて、一体これは注文に書いたほうがよいとお考へになるか、今日の状況においてもお考へで十分だとお考へになるかをお尋ねしたいのです。

○竹内(憲)政府委員 御指摘のよう、注文に公民権停止のことが出てまいりませんために、当事者はこれは公民権停止にはならぬのだといふふうに考へる方もありましようし、またそれが、公民権が実際はないのに、公民権があるものと錯覚を起して投票をしたといふ例もあるわけでございます。はなはだしいのは、議員の資格が失格しておるのに、そのまま議員として在任しておつたといふような者もあつて、まことに影響するところ少な

からざるものがございますので、これはほんとうに何とかしなくちゃいかぬという感じを持つてございます。ただ、法律体系のもとから申しますと、現在では公権停止というものは付加刑といふことになっておりません。したがって、判決の効果として当然に出てくる法律的效果というふうに見られます。付加刑といふことになりますれば、当然主文に書くわけでございます。その点が一つの問題点でございますが、刑法の仮案などを見ますと、この資格の喪失、停止といったようなものは付加刑といふことにしてございまして、その観点からは当然主文に出てくることにならざると思ひます。その辺の刑罰体系の問題、立法政策の問題、現実に不都合が起つておる不親切な扱い方といったようないろいろな角度から、私どもとしましてはこの問題を考へております。現に先般発表いたしました刑法改正準備草案におきましては、選挙関係の規定を刑法の法典の中に取り入れることにいたしてございまして、その面での問題を付加刑として扱うかどうかといふことにつきまして、慎重に検討いたしまして、もし刑法全面改正を待たないという状況でございしますれば、自治省とも十分御相談をいたしまして、この辺の不都合を除くようにつとめたいと考へております。

で、裁判官の裁量権を少なくしたもので、生きた裁判からいいますと、相当問題が出てきておる。現に大きな問題を起してございます。裁判官が間違つて不停止の裁判をして検事控訴されておるような事件がございます。これはやはり前のように、不停止も裁判官の酌量範囲、要するに裁判官がしんじやくする範囲を広くしてやるということが生きた裁判ができるものだと思ひます。不停止の設置を奪つたのはこれは改悪だ、愚かなことだと言つてゐるのです。隣に先生がおるから、その当時の改正に御関係になつたことだと思ひますが、しかし政治家の立場からおのが首をくくるような、あるいは同僚の首をくくるような、同僚の足を引つぱるような法の改正をしてゐることがあるのですから、これを改正して、裁判官には酌量の範囲を広くする、不停止の範囲も罪種によつてこれを奪うようなことはやめてもらいたいと思ひます。たのですが、法務省としてそういうことに對して一体どう考へてゐるのか、それは。

○竹内(壽)政府委員 停止制度の強化といふことは、昭和三十三年の公職選挙法の改正によりまして採用された制度でございます。これはすでに御説明があつたかと存じますが、第一次選挙制度審議会の答申を尊重されました結果の措置であつたと思ひます。この問題につきましては、当時世論も強くこれを支持してございした。私も刑事局の者として、この刑罰権の行使をあくまで支持してゐるものなをなくしていきたい、それにはいろいろな角度で取り締まりを強化しなければならぬといふことも、当時の世論の一つでございした。罰を直接料するといふことの効果と、公権停止といふものがどういふ意味を持つたかといふことがかなり論議をされて、その効果といふものは相当高く評価すべきではないかといふのが、この問題の議論の際にもございまして、私もこれは刑罰そのものの強化ではないけれども、間接的に公明選挙に大きく貢献するものであるといふ考へを持つたのでございします。この運用の結果はもう少し回数を重ねまして、実績を積んだ上でないと何とも批判のしようがありませんが、当面現段階において申し上げますと、これをものと状態に戻すといふことはやはり適當でないで、この状態をもう少し持続して効果を見ていきたいと思います。

○押谷委員 本会議も始まりましてので、あまり長く質問をせずにこの次にいたします。ただこの法律があるから、こういふように法改正をしたから公権停止が少なくなるというふうなことではなくて、裁判官も事情を見て、この人は助けてやりたいといふときに助ける道がないのです。これは助ける道がなくなるといふような、裁判官の酌量の余地をすつかり奪つてしまふといふ法律は、私は悪法だと思ひます。やはりこれは助けてやらなければならぬといふときには、いつか裁判官が不停止の判決をして誤判をしたことがありますが、そういう誤判をしたなければならぬようなことに事件の事態があつたときには、これは不停止という処置を置いておくほうがいいのだ。この裁判官が法律を間違えて判決をしたことはいかぬのですけれども、それを考へて、やはりこれは局長のお立場からいかにいかに思ひますけれども、一応御考慮願つておきたいと思ひます。

きよりはこの程度でやめておきます。

○宇野委員長代理 この際、資料要求の発言を求められておりますので、これを許します。昭和君。

○畑委員 資料要求をいたしておきます。

これは自治省のほうでやつていたでいて、わからなければひとつ検察庁や裁判所のほうに照会してもらつてい。昨年の四月の統一地方選挙の選挙違反、その起訴された総件数、そのうちの略式罰金の件数及びそのパーセンテージ、正式起訴の件数、公判請求の件数及びパーセンテージ、それから罰金刑のうち略式罰金、公判廷で罰金となつたものもあつたでしょうけれども、一つ一つの区別はむずかしいでしょうから略式罰金、そのうち公権停止の件数がどれだけの、そのパーセンテージ、それから公権停止期間の短縮の件数が幾らか、そのパーセンテージ、公権停止の件数が幾ばくか、並びにそのパーセンテージ、それから禁錮刑以上のもののうち実刑と執行猶予の数、そのパーセンテージ、さらに公権停止、停止期間の短縮、公権停止の件数とパーセンテージ、これだけの資料です。それと昨年十一月の総選挙における同じ類別、ところがこの統一選挙、特に昨年の十一月の場合には、まだ資料が未整理かと思ひます。それに判決等のことについては出ていないかもしれません。そういうことも考へ

まして、その前の三十七年六月でしたかにございした参議院の普通選挙、これの同じような資料をひとつ提出願ひたいのです。

○宇野委員長代理 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十二分散会